

## 人事行政公表について

### 1 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200
再任用職員の給料月額	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	一般行政部門	19人	53.8歳	377,040円
	消防部門	208人	40.3歳	290,989円
	再任用	3人	60.5歳	257,600円
全職員	230人	41.0歳	2,976,623円	393,343円

※ 1 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均である。

3 再任用短時間職員は含まない。

#### (2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	天草広域連合	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

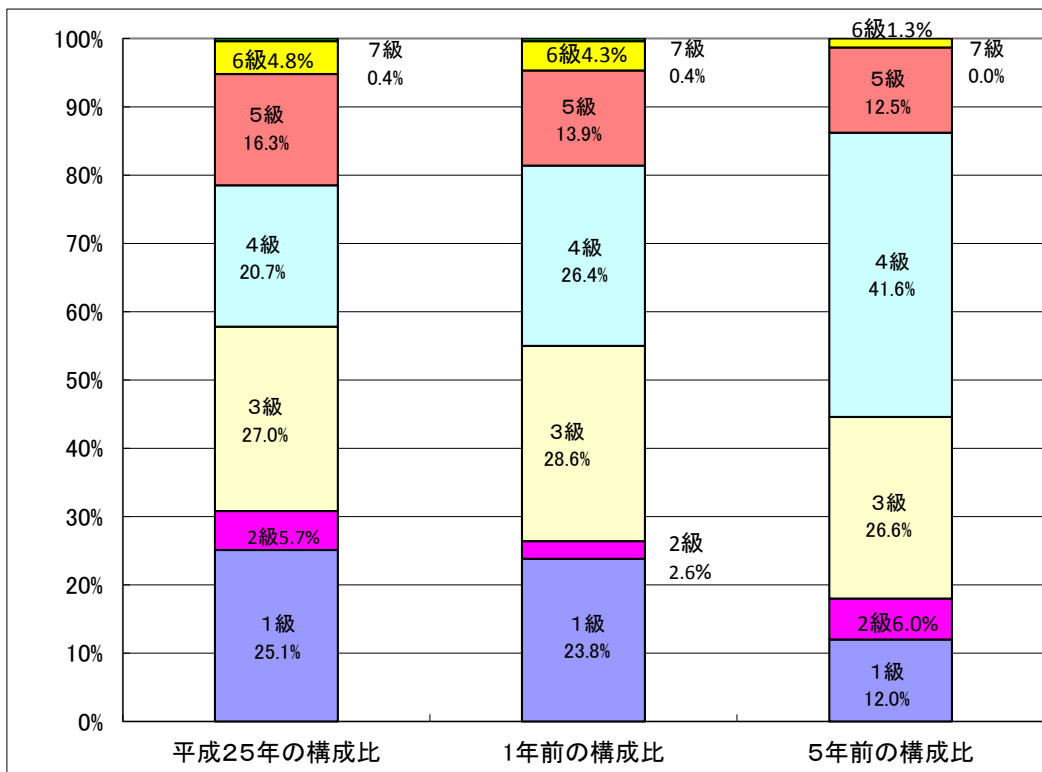
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,800円	—円
	高校卒	219,033円	268,650円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	事務局長・消防長	1人	0.4%
6級	事務局長・課長・消防監・消防司令長	11人	4.8%
5級	課長・課長補佐・主幹・消防司令長・消防司令	37人	16.3%
4級	課長・課長補佐・主幹・消防司令・消防司令	47人	20.7%
3級	主幹・係長・参事・消防司令・消防司令補	61人	27.0%
2級	主事・技師・消防士長・消防副士長	13人	5.7%
1級	主事・技師・消防士	57人	25.1%

- (注) 1 天草広域連合職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
(再任用職員は含みません。)
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員を対象とした勤務成績の評定を実施している。  
現在勤務成績の評定結果を給与に反映していないため、懲戒処分者等を除いては、昇給区分に差を設けていない。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

天草広域連合	熊本県	国
1人当たり平均支給額（平成24年度） 千円	1人当たり平均支給額（平成24年度） 千円	—
（平成24年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 （ ）月分 （ ）月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.65 ）月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.65 ）月分
（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員を対象とした勤務実績の評定を実施している。  
現在勤務実績の評定結果を給与に反映していないため、懲戒処分者等を除いては、成績率に差を設けていない。

##### (2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

天草広域連合			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

##### (3) 地域手当

支給対象職員なし

##### (4) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算見込）	10,193千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算見込）	57,917円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度決算見込）	75.2%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
ごみ処理特殊作業手当	ごみ処理特殊作業に従事した職員	ごみ処理作業に従事したとき①高所における作業②生ごみを取り扱う機器、設備の点検・清掃・補修作業③粉塵及び焼却灰等の飛散する機器及び設備の点検・清掃・補修作業④酸欠危険場所における作業	日額 200円
火災出動手当	火災業務に従事した消防車等の機関員・隊員	①火災現場での消火活動に従事②火災通報により現場に出動したとき③火災危険のある油漏れ等の処理のために出動したとき	(機関員) 1回 700円 (隊員) 1回 520円
救助作業手当	救助業務に従事した車両の機関員・隊員	①救助現場に出動し、救助活動を行う②自然災害等の警戒・危険排除業務に従事③行方不明者の捜索のため出動④救助又は捜索のため潜水業務に従事	1回 700円
救急出動手当	救急業務に従事した救急自動車の機関員・救急救命士・隊員	①傷病者を病院へ搬送②不搬送の場合で、応急措置又は手当を施す③傷病者を中継搬送のための業務	(機関員) 1回 520円 (救急救命士) 1回 700円 (隊員) 1回 330円
消防救急艇乗船手当	御所浦分署に配属された職員及び代理勤務した職員	御所浦分署消防救急艇に乗船する職員に支給	1当務 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算見込）	47,104 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算見込）	237 千円

(6) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H24年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H24年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ○配偶者13,000円、扶養親族各6,500円 ○加算措置：16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		36,515 千円	234,069 円
住居手当	○自ら借り受けている住宅もしくは自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給 ○借家の場合は家賃額に応じた額を支給（27,000円を限度）、持ち家の場合は一律2,500円を支給（5年間） ※持ち家にかかる手当は、平成25年6月から廃止	一部異なる		11,732 千円	202,269 円
通勤手当	○通勤のために、交通機関や交通用具を利用している通勤距離が片道2km以上である職員に支給	一部異なる	地域制を考慮し、65km～90km、90km以上の区分	14,711 千円	71,412 円
単身赴任手当	○単身で赴任する職員に交通距離に応じ23,000円から68,000円を支給	同じ		276 千円	276,000 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に支給 事務局長及び消防長43,000円 次長及び消防次長38,000円 課長及び署長33,000円	同じ		4,635 千円	514,984 円
休日勤務手当	○休日に勤務した職員に支給 勤務1時間当たり×135%×勤務時間	同じ		60,655 千円	336,971 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合に支給 勤務1時間当たり×25%×勤務時間	同じ		11,685 千円	57,561 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、週休日又は休日等に勤務した場合に支給	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	広域連合長	副広域連合長	議 長	副 議 長	議 員
報 酬 年 額	95,000 円	61,000 円	61,000 円	55,000 円	51,000 円

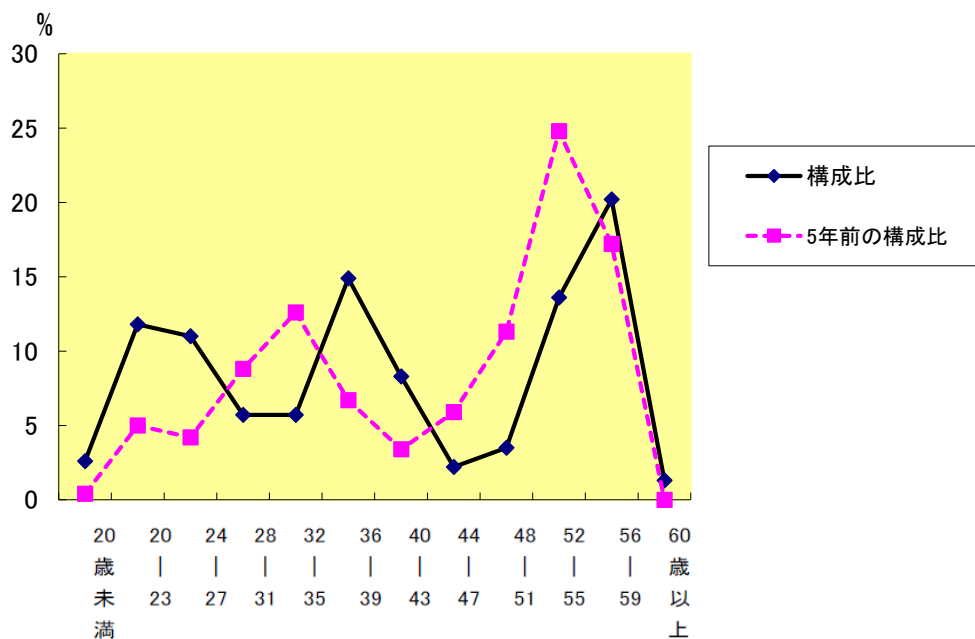
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
一 般 行 政 部 門	議会・総務	6	6		
	民 生	1	1		
	衛 生	12	12		
	消 防	215	211	△ 4	署所再編統合推進による減
計		234 [254]	230 [254]		

※〔 〕は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	6人	27人	25人	13人	13人	34人	19人	5人	8人	31人	46人	3人	230人

(3) 職員の任免の状況

採用状況 (平成25年4月1日現在)	退職等の状況(平成25年3月31日現在)			
採用者	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他(死亡)
9人	12人	1人	0人	0人

※ 退職等の状況は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間の状況である。

## 7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

区分	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間	週休日
日勤職員	38時間45分	7時間45分	8:30~17:15	土曜日及び日曜日
隔日勤務職員	8週間を平均し1週間当たり38時間45分で、1日15時間30分勤務(8:30~翌日8:30)			8週間で16日

※ 施設の稼働日、稼働時間帯、職務の性質により交代制勤務を行っている職場がある。

(2) 職員の休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件、日数	
年次有給休暇	職員の請求時、年に20日を限度に付与	
特別休暇 (主なもの)	職員の負傷、疾病による療養、必要と認められる期間	
	結婚休暇	5日以内
	産前休暇	8週間以内
	産後休暇	8週間以内
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児、1日2回・各30分
	妻の出産休暇	妻出産時の入院の付き添い等、2日以内
	親族の死亡休暇	7日(親族の等級により異なる)
	夏季休暇	7月~9月までの期間、3日以内
子の看護休暇	中学校就学前の子の看護	
介護休暇	配偶者等の介護を行う、6ヶ月(無給)	
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事、年に30日以内(無給)	

(3) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(平成24年度)

区分	分 限 処 分					懲 戒 処 分				
	免職	休職	降任	降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
処分者数	0人	2人	0人	0人	2人	0人	0人	0人	0人	0人

- ※ 1 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たすことができない場合に行う処分、公務能率の維持を目的とする。  
 2 懲戒処分とは、職員の法律違反などの一定の義務違反に対する責任を問うための処分、公務における規律と秩序を目的とする。

## 8 職員のサービスの状況

(1) サービスの原則

地方公務員には、全体の奉仕者として守らなければならない義務が定められています。その内容は次のとおりです。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用及び名誉を守る義務
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤一定の政治的行為を行わない義務
- ⑥争議行為等を行わない義務
- ⑦営利企業等の従事制限

## 9 職員の研修及び勤務成績の状況

(1) 職員研修の状況(平成24年度)

分 類	研修内容
1 専門研修	政策形成能力向上研修
	(高度)IT人材育成研修
	人事評価制度研修会
	法制執務研修
	契約事務研修
	クレーム対応・サービス向上研修
	職員研修担当者研修
2 特別研修(消防)	健康管理について
3 特別研修	人権同和研修会

(2) 勤務成績の評定の実施状況(平成24年度)

実施内容	対象職員
身上報告	全職員
自己評定	任命権者が指定する職員を除く全職員
育成面接	原則として課長補佐級以下の職員
評定者評定	任命権者が指定する職員を除く全職員

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の実施状況(平成24年度)

種 別	対象職員
定期健康診断(深夜勤務者2回)	人間ドック受検者以外の全職員

(2) 公務災害等の発生状況(平成24年度)

種 類	件 数
通勤災害	0 件
公務災害	3 件

(3) 育児休業等の取得状況(平成24年度)

育児休業取得者数	0 人
部分休業取得者数	0 人

(4) 利益の保護の状況(平成24年度)

内 容	有無
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	無
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	無

※ 不利益についての審査は、熊本県公平委員会に委託しています。